滝沢市住宅・建築物省エネ改修推進事業補助金交付要綱(目的)

第1条 この告示は、市内に所在する住宅の所有者が行う省エネルギー(以下「省エネ」という。)性能を向上させるために要する経費に対し、予算の範囲内で、滝沢市補助金交付規則(令和4年滝沢市規則第30号。以下「規則」という。)及びこの告示により補助金を交付することにより、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅ストックの省エネ化の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 住宅 市内に存する一戸建ての住宅又は住宅の用途に供する部分をいう。
 - (2) 仕様基準 「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)」の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準(3) 開口部の断熱性能等に関する基準」をいう。
 - (3) ZEH仕様基準 「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導 基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第110 6号)」の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準(3)開口部の 断熱性能等に関する基準」をいう。
 - (4)省エネ基準 評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)において、 断熱等性能等級4(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)、かつ一次エネルギー消費量等級4を満たす基準をいう。ただし、部分改修においては、改修する 部分が仕様基準を満たす基準をいう。
 - (5) ZEH水準 評価方法基準において、断熱等性能等級 5 (結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)、かつ一次エネルギー消費量等級 6 を満たす基準をいう。ただし、部分改修においては、改修する部分が ZEH仕様基準を満たす基準をいう。
 - (6) 耐震基準 次のアからウまでに掲げるいずれかの要件を満たす基準をいう。
 - ア 昭和56年6月1日以降に確認済証の交付を受けて着工していること。
 - イ 岩手県木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱(平成20年4月10日建住第45号)第2(3)アにおける判定値が、工事の完了までに1.0以上となること
 - ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震 に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成18年国土交通 省告示第185号)を工事の完了までに満たすこと。
 - (7) 住宅性能表示制度 「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第8 1号)」に基づく制度をいう。
 - (8) こどもエコすまい支援事業 国土交通省が実施する、エネルギー価格高騰の影響を 受けやすい子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得 や住宅の省エネ改修等に対する補助事業をいう。
 - (9)子育てエコホーム支援事業 国土交通省が実施する、エネルギー価格などの物価高

騰の影響を受けやすい子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築 住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対する補助事業をいう。

(10)地域の区分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等 に係る事項 (平成28年国土交通省告示第265号)第3に定めるものをいう。

(補助対象者)

- 第3条 この告示による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも 該当する者とする。
 - (1)個人であって、市内に住宅を所有している者であること。ただし、共有名義の住宅 の場合は、所有者全員の同意を得ていること。
 - (2) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の表の左欄に掲げる対象事業ごとに同表の中欄に掲げる経費とし、これに対する補助額は、同表の右欄に定めるとおりとする。

対象事業	経費	補助額
(1) 住宅の省エネ診断	1 既存住宅の調	当該経費の3分
	查費	の2に相当する額
	2 既存住宅に係	以内の額。ただし
	る第三者機関に	、1,000円未
	よる評価に要す	満は切り捨て、1
	る経費	戸当たり150,
	3 その他市長が	000円を上限と
	必要と認める経	する。
	費	
(2)住宅の省エネ化のための計画の	1 省エネ改修を	【省エネ基準に適
策定及び省エネ改修(ただし、次	行うための調査	合する場合】
のアからカまでに掲げる要件を満	費	当該経費の10
たすものに限る。)	2 設計費	分の4に相当する
ア 省エネ改修後の住宅又は改修	3 計画策定費	額以内の額。ただ
する部分は、省エネ基準又はZ	4 省エネ改修の	し、1,000円
EH水準に適合し、所有するも	内容に係る第三	未満は切り捨て、
のであること。	者機関による評	1戸当たり300
イ 省エネ改修後に、耐震基準に	価に要する経費	,000円を上限
適合すること。	5 工事費(改修	とする。
ウ 設備の効率化に係る工事費に	後の住宅がZE	
ついては、開口部及び躯体等の	H水準となる省	【ZEH水準に適
断熱化工事費と同額以下である	エネ改修と併せ	合する場合】
こと。	て実施する構造	当該経費の10
エ 階数が2階以下、かつ床面積	補強工事に要す	分の8に相当する
が500平方メートル以下の木	る費用を含む。	額以内の額。ただ

造住宅において、全体改修によりZEH水準に適合する場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと。

- (ア) 構造計算により構造安全性 が確かめられた住宅であるこ と。
- (イ)「木造建築物における省エ ネ化等による建築物の重量量 や成立なとのの概要」(会 をの基準(条)の概要」(自 をの基準(名)のでは をの基準(という。)によれて を全性がであるといっただし、 が径のとしたでの が径に関する規定への をはない。)
- (ウ) 現行の住宅性能表示制度に おける耐震等級3を満たす住 宅であること。
- (エ) 現行の住宅性能表示制度に おける耐震等級2を満たし、 かつ、次のa及びbに同意す ることを示す同意書の写しを 提出すること。
 - a 国土交通省において、壁量等基準(案)を原案としてめ、省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等のする・イブリックで確定、公布を経た上でででであり、確定ではない。 をを予定しており、命和7年4月以降に建築される本準となること。
 - b 当該住宅が、上記見直しに

6 その他市長が 必要と認める経 費 し、1,000円 未満は切り捨て、 1戸当たり700 ,000円を上限 とする。

より、見直し後の壁量等の基
準を満たさなくなる可能性が
あること。
オ 部分改修する場合にあっては
、別表第1及び別表第2に掲げ
る要件を満たすこと。
カ 構造補強工事を実施する場合
にあっては、次の(ア)及び(
イ)に掲げる要件を満たすこと
0
(ア) 全体改修によりΖΕΗ水準
に適合すること。
(イ) エ (ア) から (ウ) までに
掲げるいずれかの要件を満た
すこと。

- 2 対象事業は、規則第5条の規定による補助金の交付決定後速やかに開始し、同一年度 の2月末日までに完了するものとする。
- 3 同一の住宅に対する補助金の交付は、対象事業ごとに1回限りとする。

(軽微な変更)

第5条 規則第9条第1項第1号及び第2号の軽微な変更は、既に決定を受けた補助金の 額に変更がない場合とする。

(提出書類)

第6条 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表 第3に定めるとおりとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年6月17日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

	項目	補助対象となる工事(必須工事	左記工事と併せて補助対象とな
)	る工事
省	対象工事	複数の開口部について仕様基準	必須工事と併せて実施する開口
エネ		を満たすよう改修する工事	部・躯体の断熱改修工事、設備
基			の高効率化工事
準	対象建材	仕様基準に適合する建材(こど	開口部:同左
		もエコすまい支援事業又は子育	躯体(断熱材)、設備:こども
		てエコホーム支援事業の対象型	エコすまい支援事業又は子育て
		番等)	エコホーム支援事業の対象型番

			等
Z	対象工事	複数の開口部についてZEH仕	必須工事と併せて実施する開口
E H		様基準を満たすよう改修する工	部・躯体の断熱改修工事、設備
水		事	の高効率化工事
準	対象建材	ZEH仕様基準に適合する建材	開口部:同左
		(子育てエコホーム支援事業の	躯体(断熱材)、設備:子育て
		対象型番等)	エコホーム支援事業の対象型番
			等

別表第2 (第4条関係)

〇:補助対象設備

			基準への適合	
工事種別		要件等	省エネ	ZEH
			基準	水準
),	太陽熱利用シス	強制循環式のもので、JIS A41	0	\circ
ども	テム	12:2020に規定する「太陽集熱器		
エ		」の性能と同等以上の性能を有すること		
コす		が確認できること(蓄熱槽がある場合は		
ま		、JIS A4113:2021に規定		
い 支		する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有す		
援		ることが確認できること。)。		
事業	高断熱浴槽	JIS A5532:2011に規定	0	\circ
又		する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を		※ 1
は 子		有すること。		
育	電気ヒートポン	JIS C9220:2018に基づ	0	\circ
てエ	プ給湯機	く年間給湯保温効率、又は年間給湯効率		※ 2
コ		が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.		
ホ 		7以上)であること。		
ム	潜熱回収型ガス	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率	0	\circ
支援	給湯機	が94%以上であること。		※ 2
事業		給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、		
かの		モード熱効率が83. 7%以上であるこ		
エコ		と。		
住	潜熱回収型石油	油だき温水ボイラーにあっては、連続	0	\circ
宅設	給湯機	給湯効率が94%以上であること。		※ 2
備		石油給湯機の直圧式にあっては、モー		
		ド熱効率が81.3%以上であること。		
		石油給湯機の貯湯式にあっては、74		
		. 6%以上であること。		

	ヒートポンプ・	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス	0	0
	ガス瞬間式併用	補助熱源機を併用するシステムで貯湯タ		
	型給湯機	ンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS		
		A 7 0 5) が 1 0 2 %以上であること。		
	節湯水栓	JIS B2061:2017に規定	0	0
		する「節湯形」の水栓と同等以上の機能		※ 3
		を有すること。		
燃料	電池システム	燃料電池発電ユニットについては、エ	0	0
		ネルギー消費性能計算プログラムにおい		
		て選択可能な機種であること(燃料電池		
		発電ユニットの後付けも可。)。		
コー	ジェネレーショ	【燃料電池発電ユニット】	0	0
ン設	備	燃料電池発電ユニットについては、エ		
		ネルギー消費性能計算プログラムにおい		
		て選択可能な機種であること(燃料電池		
		発電ユニットの後付けも可。)。		
		【ガスエンジン給湯器】		
		ガスエンジン・コージェネレーション		
		については、ガス発電ユニットのJIS		
		基準 (JIS B 8122) に基づく		
		発電及び排熱利用の総合効率が、低位発		
		熱量基準(LHV基準)で80%以上で		
		あること。		
蓄電	池	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係	0	0
		る蓄電池部に加え、インバーター、コン		
		バータ、パワーコンディショナ等電力変		
		換装置を備えたシステムとして一体的に		
		構成された機器であること。		
LE	D照明	工事を伴うものであること。	0	0

- ※1 「ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機」のいずれかと「節湯水栓(浴室シャワー水栓に限る。)」と3つセットの場合に限る(セットとなる設備は、既設の場合も可とする。)。
- ※2 「節湯水栓(浴室シャワー水栓に限る。)」と「高断熱浴槽」と3つセットの場合 に限る(セットとなる設備は、既設の場合も可とする。)。
- ※3 浴室シャワー水栓で、「ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「電気ヒートポンプ 給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機」のいずれかと「高断熱浴槽

」と3つセットの場合に限る(セットとなる設備は、既設の場合も可とする。)。

別表第3(第6条関係)

条項	提出書類	提出	市長が定める期日
		部数	
表項 条項 規則第 4 条	提出書類 1 補助金交付申請書(様式第1号) 【全体】 2 経費配分書(様式第2号)及び実際の事業費の内訳(参考様式) 3 事業計画書(様式第3号) 4 暴力団排除及び補助金の交付条件等に関する誓約書及び同意書(様式第4号) 5 住宅の所在地、所有者が確認できる書類(固定資産税納税通知書の写し、登記事項証明書の写し又はその他市長が認める書類のいずれかの書類) 6 住宅の延べ面積が確認できる書類(確認済証の写し又はその他市長が認める書類のいずれかの書類)		市長が定める期日別に定める
	6 住宅の延べ面積が確認できる書類 (確認済証の写し又はその他市長が		
	12 耐震基準に適合することが確認 できる書類(耐震診断結果の写し、 住宅性能評価書の写し、確認済証の 写し又はその他市長が認める書類の		

いずれかの書類) 【住宅に係る省エネ化のための計画の 策定及び省エネ改修の場合(全体改修)] 13 第4条第1項の表中(2)エに 該当する場合、要件を満たすことが 確認できる書類(構造安全性が分か る構造計算書、壁量等基準(案)に より構造安全性が分かるもの、耐震 等級3を満たすことが分かる住宅性 能評価書の写し、耐震等級2を満た すことが分かる住宅性能評価書かつ 同意書の写し又はその他市長が認め る書類のいずれかの書類) 【住宅に係る省エネ化のための計画の 策定及び省エネ改修の場合(部分改修) 14 モデル工事費 (様式第5号) 15 国で定める基準を満たす工事内 容であることが確認できる書類(建 材・設備の型番が分かる性能評価書 の写し、カタログの写し又はその他 市長が認める書類のいずれかの書類) 【住宅に係る省エネ化のための計画の 策定及び省エネ改修の場合(構造補強 工事) 16 国で定める基準を満たす工事内 容であることが確認できる書類(構 造安全性が分かる構造計算書、壁量 等基準(案)により構造安全性が分 かるもの、耐震等級3を満たすこと が分かる住宅性能評価書の写し又は その他市長が認める書類のいずれか の書類)

規則第8条 第1項 補助金申請取下書(様式第6号)

1部 補助金の交付の決 定の通知を受領し た日から15日を 経過した日

規則第9条 1 補助事業変更承認申請書(様式第 7号)(規則第9条第1項第3号に 該当し、中止、又は廃止の申請をす る場合を除く。) 2 経費配分書(様式第2号) 3 事業計画書(様式第3号) 4 その他市長が必要と認める書類 1 補助事業中止(廃止)承認申請書 1 部 補助事業を中止又 (様式第8号) 2 その他市長が必要と認める書類 2 での他市長が必要と認める書類 1 部 事業完了後15日 名目の15日前の日 日 2 事業実績書(様式第10号) 1 部 事業完了後15日 を経過する日又は 交付申請をした日 2 事業実績書(様式第10号)
該当し、中止、又は廃止の申請をする場合を除く。)
表場合を除く。)更しようとする日 2 経費配分書(様式第2号) 3 事業計画書(様式第3号) 4 その他市長が必要と認める書類の15日前の日 の15日前の日規則第9条 第2項 規則第14 条1 補助事業中止(廃止)承認申請書 (様式第8号) 2 その他市長が必要と認める書類1部 3日の15日前の日 3日の15日前の日 3日の15日前の日 3日の15日前の日 3日の15日前の日
2 経費配分書(様式第2号) の15日前の日 3 事業計画書(様式第3号) の15日前の日 4 その他市長が必要と認める書類 1 補助事業中止(廃止)承認申請書 (様式第8号) 1 は廃止しようとする日の15日前の日 2 その他市長が必要と認める書類 3日の15日前の日 規則第14 【全体】 1 補助事業完了報告書(様式第9号)を経過する日又は交付申請をした日
3 事業計画書(様式第3号) 4 その他市長が必要と認める書類 規則第9条 第2項 (様式第8号) 2 その他市長が必要と認める書類 2 その他市長が必要と認める書類 5 日の15日前の日 規則第14 条 1 補助事業完了報告書(様式第9号) 1部 事業完了後15日 を経過する日又は 交付申請をした日
規則第9条 1 補助事業中止 (廃止) 承認申請書 (様式第8号) 1 部 補助事業を中止又は廃止しようとする日の15日前の日 規則第14 【全体】 1 補助事業完了報告書(様式第9号) 1 部 事業完了後15日を経過する日又は交付申請をした日
規則第9条 第2項1 補助事業中止(廃止)承認申請書 (様式第8号) 2 その他市長が必要と認める書類 5 日の15日前の日 日1 部 事業完了後15日 を経過する日又は 交付申請をした日
第2項 2 規則第14 条(様式第8号) 2 2 4 6 7 7
2 その他市長が必要と認める書類 る日の15日前の日 規則第14 条 【全体】 1部 事業完了後15日 条 1補助事業完了報告書(様式第9号) を経過する日又は交付申請をした日
規則第14 【全体】 1 新助事業完了報告書(様式第9号) 1 を経過する日又は交付申請をした日
規則第14 条【全体】1 部 事業完了後15日 を経過する日又は 交付申請をした日
条 1 補助事業完了報告書(様式第9号) を経過する日又は 交付申請をした日
文付申請をした日
2 事業実績書(様式第10号) が属する年度の2
3 補助金支出表 (様式第11号) 月末日のいずれか
4 要した経費を支出したことが確認 早い日
できる書類(領収書の写し又はその
他市長が認める書類のいずれかの書
類)
5 その他市長が必要と認める書類
【住宅の省エネ診断の場合】
6 省エネ診断の結果が確認できる書
類(既存住宅の調査に係る報告書又
はその他市長が認める書類のいずれ
かの書類)
【住宅の省エネ化のための計画策定の
場合】
7 計画策定を実施したことが確認で
きる書類(計画策定に係る報告書又
はその他市長が認める書類のいずれ
かの書類)
【住宅の省エネ化のための改修の場合
(共通)】
8 国で定める基準を満たした工事内
容となったことが確認できる書類(
改修した箇所の写真(配置図、平面
図等に撮影位置を図示すること。)
又はその他市長が認める書類のいず

	れなの事物)		
	れかの書類)		
	【住宅の省エネ化のための改修の場合		
	(全体改修)】		
	9 省エネ基準又はΖΕΗ水準に適合		
	したことが確認できる書類(住宅性		
	能評価書の写し、BELS評価書の		
	写し又はその他市長が認める書類の		
	いずれかの書類)		
規則第17	補助金交付請求書(様式第12号)	1 部	補助金の額が確定
条第1項			した日から15日
			を経過する日